

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 新旧対照表

(改定前)			(改定後)		
2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証		項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
(3) 債務者区分 ② 要注意先 ③ 破綻懸念先	(略)	1. ～4. (略) 5. 貸出条件緩和債権 (1) (略) (2) 貸出条件緩和債権の卒業基準 貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ. 及びロ. に加え、次のような点に留意し、	(3) 債務者区分 ② 要注意先 ③ 破綻懸念先	(略)	1. ～4. (略) 5. 貸出条件緩和債権 (1) (略) (2) 貸出条件緩和債権の卒業基準 貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ. 及びロ. に加え、次のような点に留意し、

(改定前)			(改定後)		
		<p>検討する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画についても、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p>また、<u>中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針Ⅱ-3において、金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行う場合であって、当該債務者が経営再建計画を策定しているとき(他の金融機関(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条第4項第1号に規定する日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるものを含む。)</u>が行う貸付けの条件の変更等に伴って当該債務者が経営再建計画を策定しているとき及び信用保証協会による条件変更対応保証の</p>			<p>検討する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画についても、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p>また、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更等(注1)を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき(他の金融機関(政府系金融機関等(注2)を含む。))が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。)は、当該計画等が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸</p>

(改定前)		(改定後)	
		<p>付与又は既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が<u>経営再建計画</u>を策定しているときを含む。)は、当該計画が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付けの条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないとされていることに留意する。</p>	<p>付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1)「貸付条件の変更等」とは、<u>貸付条件の変更、旧債の借換え、DES(デット・エクイティ・スワップ)その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</u></p> <p>(注2) <u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人住宅金融支援機構をいう。</u></p>
		<p>ハ.～ホ. (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>6.～7. (略)</p>	<p>ハ.～ホ. (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>6.～7. (略)</p>